

日本マンダリンセンターの指定管理者募集要項

鹿児島県出水郡長島町は、日本マンダリンセンターの指定管理者(管理運営を実施する団体等)を募集する。

1 管理・運営施設の概要

世界的に極めて貴重な資源である温州みかん発祥の地であり、島みかんの古木が数多く残存する自然環境、歴史及び町民とのかかわり等に関する資料を整理、展示し、みかん産業の振興、町民の文化活動及び学術研究に寄与するため、日本マンダリンセンターを設置したものである。

- (1) 設置の名称 日本マンダリンセンター
- (2) 所在地 鹿児島県出水郡長島町鷹巣3786番地14
- (3) 設置内容
 - 建物 延面積 1,991㎡
 - 展示 みかんの歴史、科学、文化、経済のビデオ等で紹介
 - その他 広場、駐車場、進入道路 6,800㎡
- (4) 開設年月日 平成5年10月29日
- (5) 開館時間 午前9時から午後5時まで
- (6) 休館日 毎週火曜日
- (7) 総敷地面積 34,000㎡

2 管理・運営施設の概要

- (1) マンダリンセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) マンダリン及び長島町の自然等に関する資料並びにそれに関わる歴史、農具、民俗、工芸、美術等に関する資料(以下「資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。
- (3) マンダリン展示場の管理及び新技術の導入普及
- (4) 資料等に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 一般公衆に対して、資料等に関する必要な説明、指導等を行い、又は文化活動に寄与するための事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事業

3 指定期間

指定期間は、指定を受けた日から起算して5年間(指定を受けた日が年度途中の場合は5年に達する年度前の3月31日まで)とし再指定を妨げないものとする。ただし管理を継続することが適当でないときとは指定を取り消すことがある。

4 指定管理者の収入

- (1) 入館料及び使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。
- (2) 町は、管理運営に必要な経費として、9,135千円を上限とし委託料を支払う。但し町議会の議決を要する。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること(一定の団体であれば法人格は必ずしも必要でない。)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力有する者
- (3) 町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 町税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。

6 提出書類

- (1) 指定管理者の指定申請書(別記様式)

(2) 法人又は団体に関する書類

- ① 法人定款又は団体等の規約(写し)
- ② 法人又は団体の概要及び役員構成等
- ③ 納税証明書(団体の場合は代表者の納税証明書)
- ④ 登記簿謄本(法人)
- ⑤ 印鑑証明書(法人)
- ⑥ 法人の財務状況に関する書類又は申請者の経営状況を説明する書類
- ⑦ 資格免許を証明するもの(写し)

7 提出先 長島町役場農政課 TEL 0996-86-1136

8 提出期限(締切日) 令和4年1月31日(月)まで

9 選定方法及び選定結果

- (1) 指定管理選定委員会で選定する。
- (2) 選定結果は各申請者に文書で通知する。

10 指定管理者の決定

- (1) 指定管理者は、長島町議会の議決を経て決定(指定)する。
- (2) 議決後に町と指定管理者との間で協定書を締結する。

11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複写する。(使用は選定委員会に限る)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。